

奨学金のご案内

番 号	6
名 称	熊本県育英奨学生
対象者	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>①生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。</p> <p>②勉学に意欲があると認められること。</p> <p>③学資の支弁が困難であると認められること。</p> <p>④貸与した育英資金の返還が確実であると認められること。</p>
申請の資格 (家計状況)	<p>次のアからウのいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。</p> <p>イ. 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税が非課税又は減免になっている場合。</p> <p>ウ. 申請者の属する世帯の所得合計が生活保護法における基準額の2倍以下の場合。</p>
他奨学金との併用	地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと。
貸与金額	<p>修学貸与 高等学校（国公立）</p> <p>【自宅通学】月額 18,000 円、13,000 円、8,000 円から一つ選択。</p> <p>【自宅外通学】月額 23,000 円、18,000 円、13,000 円から一つ選択。</p> <p>※熊本県育英資金は、その返還金が後輩の奨学生として再び活用され、後輩の修学を支えています。したがって、<u>貸与終了後は必ず返還しなければなりません。</u></p>
貸与期間	在籍する学校の正規の修業年限の終期まで
利 子	無利子
返還期間	貸与を受けた月数の3倍の期間（例：3年間貸与を受けた場合、9年かけて返還）
返還方法	一括、月賦、年賦、半年賦、月賦・半年賦併用のいずれか

希望される方はお子様を通じて、令和7年5月9日（金）まで担当にご連絡ください。